

1 事件の発生状況等(令和8年4月末)

刑法犯認知件数

※暫定値

令和8年中 501件
令和7年中 458件
前年同期比 43件

刑法犯検挙件数

令和8年中 240件
令和7年中 194件
前年同期比 46件

○増加した主な犯罪

	認知件数	前年同期比
詐欺	46	15
車上ねらい	19	13
傷害	25	11

○減少した主な犯罪

	認知件数	前年同期比
万引き	140	-3
オートバイ盗	8	-3
自動車盗	3	-2

2 特殊詐欺発生状況(令和8年4月末)

発生状況

※暫定値

令和8年 5件
令和7年 12件
前年同期比-7件

被害金額

令和8年 約1,045万円
令和7年 約4,200万円
(約3,150万円減少)

3 交通事故発生状況(令和8年4月末)

	件数	死者	負傷者
令和8年	85	0	97
令和7年	83	1	95
増減	2	-1	2

※二輪車の交通事故が多発しています。5月は自転車マナーアップ強化月間です。交通違反や交通事故の当事者にならないよう、交通ルールを守りましょう！

4 自転車も青切符が適用されます

✓ 16歳以上が対象(運転免許の有無は関係なし)

自転車の交通違反を認知した際は、基本的には現場で指導警告を行います。危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。

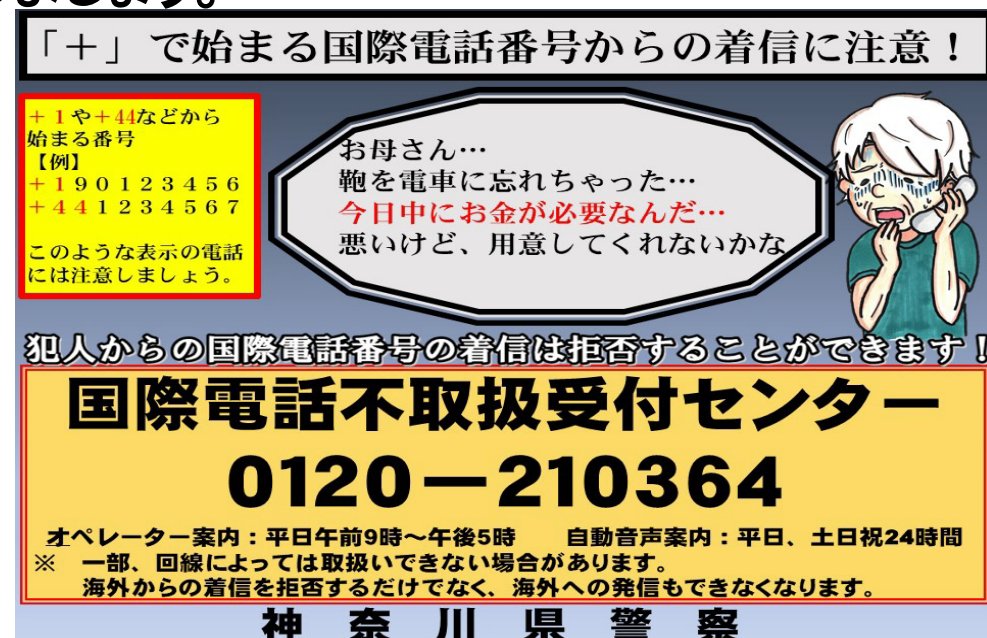
※16歳以上が対象です
※運転免許の有無は関係ありません

主な反則行為	反則金
携帯電話使用等(保持)	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反(右側通行等)	6,000円
指定場所一時不停止等	5,000円
自転車制動装置不良(ブレーキなし等)	5,000円

5 今月のトピックス

最近、「+」で始まる国際電話番号を使用した特殊詐欺や、SNS等で警察を騙り、送金を要求するニセ警察詐欺が多く発生しており、こうした詐欺電話は、自宅の固定電話だけでなく、携帯電話にもかかってきています。

今すぐ対策をし、被害に遭わないようにしましょう。



犯人からのだましの電話は携帯電話にもかかってきます！

自宅の固定電話はこちら！

今すぐ、二次元コードを読み込んで対策を！

警察庁・SOS47

特殊詐欺対策ページ

ダウンロードはこちら ▶▶



戸部警察署生活安全課		西 区 町 別 犯 罪 発 生 状 況																				(令和8年4月末現在)				※		
地区名	町 名	凶 悪 犯	粗 暴 犯				窃 盗 犯													知 能 犯		そ の 他 刑 法 犯 等	総 計	前 年 同 期	増 減	増 減 比	特 殊 詐 欺	
			暴 行	傷 害	恐 喝 そ の 他	小 計	侵 入 盗				非 侵 入 盗					合 計	詐 欺	そ の 他 知 能 犯										
							空 き 巣	事 務 所 荒 し	そ の 他	小 計	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	ひ つ た く り				置 引 き	万 引 き	そ の 他							小 計
第1地区	御所山町				0				0								0	0			0	0	0	--				
	桜木町			1	1				0			1					1	2	2	1			4	2	2	200.0%		
	戸部町				0				0								0	0					0	2	-2	0.0%		
	戸部本町		1	1	2				0		1		5		1		2	9	9	8	1	5	25	17	8	147.1%		
	花咲町				0				0		1							1	1	1			2	0	2	--		
	宮崎町			1	1				0									0	0				1	1	0	100.0%		
	紅葉ヶ丘				0				0				1					1	1				3	3	0	100.0%		
計	0	1	3	0	4	0	0	0	0	0	2	2	5	0	1	0	3	13	13	10	1	7	35	25	10	140.0%		
第2地区	中央	1	1	1	2				0	1	1	2	3				4	2	13	13	1		17	14	3	121.4%		
	西戸部町				0				0								1	1	1				1	5	-4	20.0%		
	西前町				0	1			1								1	1	2				2	1	1	200.0%		
	計	1	1	1	2	1	0	0	1	1	1	2	3	0	0	5	3	15	16	1	0	0	20	20	0	100.0%		
第3地区	久保町				0				0			1					3	4	4	2			6	7	-1	85.7%		
	浜松町		1		1				0								2	2	2				3	5	-2	60.0%		
	東久保町				0				0		1							1	1				1	5	-4	20.0%		
	藤棚町		1		1				0		1	2	1					4	4	1			6	7	-1	85.7%		
	元久保町				0				0									0	0	1		2	3	1	2	300.0%	1	
	計	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2	3	1	0	0	0	5	11	11	4	0	2	19	25	-6	76.0%	
第4地区	赤門町				0				0								1	1	1				1	0	1	--		
	東ヶ丘				0				0									0	0				0	0	0	--		
	伊勢町				0				0	1								1	1		1		2	1	1	200.0%		
	老松町				0				0				1		2			3	3		2		5	0	5	--		
	霞ヶ丘			1	1				0				1					1	1				2	3	-1	66.7%		
	境之谷				0	1			1				1					1	2				2	3	-1	66.7%		
	西戸部町			1	1				0				3					3	3				4	3	1	133.3%		
計	0	0	2	0	2	1	0	0	1	1	0	0	6	0	2	0	1	10	11	0	0	3	16	10	6	160.0%		
第5地区	岡野			1	1			1	1			1				4	3	8	9		3	13	12	1	108.3%			
	北幸	3	2	1	3				0			3			2	2	9	16	16	3	1	6	32	47	-15	68.1%	2	
	高島		11	5	16				0			6					45	15	66	66	3	1	15	101	94	7	107.4%	
	西平沼町				0				0									0	0	2		2	4	3	1	133.3%		
	平沼			1	1				0			1				1	1	3	3	1		4	9	6	3	150.0%		
	南幸	5	7	9	2	18			2	2		3	9	2		10	54	23	101	103	7	4	25	162	142	20	114.1%	
計	8	20	17	2	39	0	0	3	3	0	3	20	2	0	12	106	51	194	197	16	6	55	321	304	17	105.6%		
第6地区	北軽井沢				0				0	1							1	1				1	1	0	100.0%			
	楠町				0				0			1	1				1	3	3	3		1	7	3	4	233.3%		
	浅間台				0				0								1	1	1				1	4	-3	25.0%		
	浅間町			1	1			1	1			3					8	11	12	1			14	10	4	140.0%	1	
	南軽井沢				0				0			1						1	1	1			1	1	0	100.0%		
	南浅間町				0				0				1					1	2	2			4	0	4	--		
	宮ヶ谷				0				0									0	0	2	2		2	2	0	100.0%	1	
計	0	0	1	0	1	0	0	1	1	1	0	5	2	0	0	0	11	19	20	8	0	1	30	21	9	142.9%		
みなとみらい地区	みなとみらい		5	1	4	10			0						2	29	8	39	39	7	1	3	60	53	7	113.2%		
西区全体		9	29	25	6	60	2	0	4	6	3	8	32	19	0	17	140	82	301	307	46	8	71	501	458	43	109.4%	5
前年同期		9	19	14	4	37	0	0	9	9	5	11	32	6	0	19	143	83	299	308	31	5	68	458			12	
増減		0	10	11	2	23	2	0	-5	-3	-2	-3	0	13	0	-2	-3	-1	2	-1	15	3	3	43			-7	

令和8年 西区内の火災・救急概況(西消防署)

R8.1.1～R8.4.30

2026年度全国統一防火標語

「火の確認 いい日を支える いい習慣」

区分/年別	令和8年	令和7年	増△減
火災件数	11	7	4
火災種別	建物火災	5	5
	車両火災		
	船舶火災		
	林野火災		
	その他の火災	1	1
焼損床面積(m ²)	168		168
死者			
負傷者	2		2
主な原因	電気機器	2	1
	電灯・電話等の配線	1	1
	配線器具	2	1
	放火(疑い含む)	1	1

区分/年別	令和8年	令和7年	増△減	
救急件数	3,318	3,543	△225	
主な内容	急病	2,277	2,510	△233
	交通事故	88	81	7
	一般負傷	669	685	△16
	その他	284	267	17

連合町内会別火災発生状況			
連合/年別	令和8年	令和7年	増△減
第一地区			0
第二地区	2		2
第三地区		3	△3
第四地区	4		4
第五地区		2	△2
第六地区	3		3
みなとみらい地域	2	2	0

※速報値ですので、確定したものではありません。

【1か月間の火災状況(4月1日～4月30日)】

※4月中 合計4件(建物火災:4件)

・中央二丁目(住宅)、みなとみらい二丁目(店舗)、みなとみらい二丁目(地下電気施設)、境之谷(住宅)

* 消防瓦版 *

西消防団 団員募集中



西消防署マスコットキャラクター
にっしーパンダ

家族を守る



消防団に入団すると...

- ・けがや病気など、万が一の際に役立つ救急の知識や技術を学ぶことができます。
- ・災害に備え、放水訓練や資機材取扱い訓練を行い、いざという時に役立つ知識と技術を身に付けることができます。

活動について...

- ・ご自身の都合に合わせて、訓練やイベントなどに参加できます。
- ・活動内容に応じて、活動報酬および年額報酬が支給されます。

詳しくはこちらをチェック!



地元を守る



「小児医療費助成の対象年齢拡大」について【情報提供】

1 趣旨

令和 8 年 6 月 1 日から、小児医療費助成制度の対象年齢を「中学 3 年生まで」から「18 歳年度末まで」に拡大しますので、情報提供させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 制度改正の内容

令和 8 年 6 月 1 日から、小児医療費助成の対象年齢を「中学 3 年生まで」から「18 歳年度末まで」に拡大します。

また、新たな対象者（※1）の医療証（※2）については、申請を不要とし、直接対象者の方へ郵送します（5 月下旬発送予定）。

（※1）新たな対象者

- 令和 8 年 6 月 1 日以降、次の条件を満たすお子さま
- ・ 中学卒業後、18 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日までの間にある
 - ・ 現在、小児医療証の交付を受けていない
 - ・ 横浜市内にお住まいで、健康保険証を持っている
- *一部、助成の対象とならない場合もあります。

（※2）医療証の発送対象者

令和 8 年 4 月 25 日時点で横浜市内に住民登録のある方

健康福祉局医療援助課

担当 服部、曾我、故長井、川田

電話 045-671-4115 / FAX 045-664-0403

メール kf-iryoenjo@city.yokohama.lg.jp

18歳まで、ずっと安心。



令和8年6月から

18歳まで

医療費

ゼロ

0円

対象者には5月中に医療証を送付します。(申請不要)

【お問合せ】

横浜市小児医療証コールセンター (平日 9~17時)

電話：045-900-6760 / FAX：045-411-5855

(8月31日 受付終了)



詳しくはこちら

YOKOHAMA イベントごみ資源化チャレンジ広報チラシの配布について

1 事業の趣旨

日頃からごみの減量化・資源化にご協力をいただき、ありがとうございます。横浜市では、「ヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画」を策定し、プラスチックごみの削減を重点的に進めております。

昨年度様々なイベントの分別状況を調査した結果、イベントでは燃やすごみの中に多くのリサイクル可能な資源（プラスチック製のコップやトレイ等）が混入していることが分かりました。

そこで、自治会・町内会が主催するイベントについても、ごみの削減と資源化をより一層推進するため「イベントごみ資源化チャレンジ」のチラシを作成しましたので、周知をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会で周知をお願いします。

【単位会長】単会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

3 広報について

- (1) 各自治会・町内会にチラシ配布
- (2) 局ホームページへの掲載
- (3) 区役所、収集事務所でチラシを常備

4 資料 (別紙)

YOKOHAMA イベント・ごみ資源化チャレンジ

事業系廃棄物対策課
担当 寺谷・貫洞
電話：671-4090 FAX：663-0125
Mail：sj-jigyokei@city.yokohama.lg.jp

横浜市内で開催する
自治会・町内会
イベント主催者
の皆様へ

イベント
ごみ資源化
チャレンジ
事例

大規模イベント後の
再分別



横浜スタジアムでは、「地球にやさしいハマスタ」を目指し、大量に発生するごみをできる限り資源として循環させるため、徹底した分別回収に取り組んでいます。さらに、観客が参加できる「エコステーション」を設置し、ごみの分別回収を一緒に進めています。

ステーションでの
ボランティアサポート



環境事業推進委員やボランティアの方たちは、来場者に対するごみの分別案内や、ステーション周辺を整えることで、環境にやさしいイベント運営をサポートし、リサイクル推進ときれいな会場づくりに貢献していただいております。

ぜひ取り入れたい
こんな取組や
あんな工夫！

飲食イベントでの
リユース食器の活用



認定NPO法人森ノオトは、「エコ&サステナブル」をテーマとした地産地消マルシェ「あおばを食べる収穫祭」を企画・運営。例年3000名超の来場者で賑わいますが、リユース食器を用いることで、45Lごみ袋1枚におさまる量のごみしか出さないサステナブルな祭りを実現しています。

品目に特化した
個別回収



赤レンガ倉庫で開催されたイベントでは、環境にやさしい運営を目指し、会場にプラカップ洗浄機を設置しました。来場者が自ら使用後のプラカップを洗浄し、洗浄されたカップは再生原料として循環させて、廃棄物削減と資源の有効活用を実現しました。

YOKOHAMA
イベント
ごみ資源化
チャレンジ

効果的なアクションプランが丸わかり！

イベントの開催は、まちの活性化につながっています。一方で、分別されないごみが大量に発生するなど、リサイクルの妨げになっています。中面のステップにしたがって、**エコなイベント**を目指しましょう！

イベントのイメージアップ！
社会的信用の向上！

ごみの減量化・資源化は、環境意識の高い、エコでクリーンなイベントであることのアピールにつながり、参加者や地域社会からの**評価・信頼が向上**します！

イベント後のごみ処理の効率化とコスト削減！

適切な事前準備と分かりやすい資源化ステーションの設置により、イベントで発生するごみの分別が徹底され、「燃やすごみ」の中にリサイクル可能な資源（プラスチック製のコップやトレイ、紙類など）の混入を大幅に減らせます。これにより、イベント後のごみの処理にかかる**手間や時間、コスト削減**につながる可能性があります！

外出先でも
プラ分別！



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷



処理業者をさがしたいときは

横浜市
一般廃棄物
処理業者

横浜市
産業廃棄物
処理業者

神奈川県
産業廃棄物
処理業者

お問い合わせ先

各区の
資源循環局事務所

横浜市資源循環局
事業系廃棄物対策課
TEL 045-671-3818
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

2026年3月発行



下記の準備手順や資源化ステーション設置のポイントに従って、イベントを運営することで、効率的・効果的に、イベントごみ資源化の取り組みを導入できます！

事業系ごみの種類についての詳細はこちら

横浜市
事業系のごみと
資源物の分け方



step 01 - イベント前 - 関係者との意識の共有をする

- 発生すると想定されるごみの種類を事前に把握する
 プラスチック容器、ペットボトル、紙、食べ残しなど
- スタッフや出店者に、ごみの減量・分別に関する取り組みや内容を説明し、協力を依頼する
 簡易包装をする、小盛りメニューなどの食べ残し対策、リサイクルしやすい食器の使用など
- 参加者に、エコなイベントを目指していることを事前に周知する
 チラシやWEB、SNSで、マイバッグ持参やごみの持ち帰りや分別等への協力について呼びかける
- 業者が出店し、ごみを排出する場合は、「事業系ごみ」として処理してください
 産業廃棄物は、適正な処理業者を通じてリサイクルしましょう [▶詳しくは裏面へ](#)
- 自治会・町内会が主催するイベントごみの回収については、各区の収集事務所に問い合わせください
 イベント開催直前ではなく、余裕をもって各区の収集事務所にご連絡ください [▶詳しくは裏面へ](#)



step 02 - イベント前 - 資源化ステーションの準備をする

- ステーションにスタッフを常駐させる
 来場者に分別の案内をするため、資源化ステーションの常駐スタッフを、最低1名以上を配置する計画を立てる
- ステーションを分かりやすい場所に配置する
 来場者の動線を考え、目立つ場所や飲食する場所の近くに設置計画を立てる
 ステーションが目立ちにくい場合などは、出店店舗の他、場内の各所にステーションの場所や分別方法を案内する
- ごみ・資源の品目表示の工夫をする

色	文字・絵	高さ
燃やすごみ 赤	文字や絵を大きく表示する	品目表示位置は、来場者の“目線”の高さを意識する
プラスチック 青	来場者を考慮し、多言語併記やふりがなも検討する	来場者が多く混雑が想定される場合、“目線よりも上”にも表示があると良い
ペットボトル 緑		
缶 紫		
びん 茶		
紙 オレンジ		

最大のポイント

人の配置有り・無しが大きな差に!!



有人

分別率
ほぼ100%

無人

分別率
66.7%

無人の場合、燃やすごみの中に本来リサイクルできるプラスチック資源や紙資源がなんと約4割も混入!!

横浜市調べ

step 03 - イベント当日 - 積極的にごみの分別を呼びかける

- スタッフは、来場者へ随時、ごみの分別について案内し、分別に協力してもらう
- 出店者・来場者へごみの分別に協力してもらえるよう、全体に繰り返しアナウンスする
- 出店者に、イベント前、イベント中にも、繰り返し分別を促す

step 04 - イベント終了後 - 再分別・会場美化をする

- 再分別を徹底する(イベント中に分別が出来ていない場合は、終了後に再分別する)
- 会場清掃と後片付けをして、元の状態に戻す
- 次回のイベントに向け、反省や改善点の記録をする



令和 8 年度感震ブレーカー等設置推進事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

大地震時の通電火災対策として、揺れを感知すると自動的に通電を遮断する「感震ブレーカー」の補助制度を、6月1日より受付を開始します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。また、高齢者・障害者等のみで構成される世帯へ、取付支援を実施します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和8年6月1日～令和9年1月31日（消印有効）

【補助対象】各世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付代行要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

4 相談会の開催

下記日程にて、感震ブレーカー機種選定などに関する相談会を開催します。

事前申込不要・参加費無料ですので、お気軽にご参加下さい。

日程	相談受付時間	会場
8月4日（火）	9：30～12：00	西区役所1階 1AB会議室

5 出張説明会の実施

自治会・町内会・マンション管理組合へ講師を派遣（無料）し、感震ブレーカーの説明会を実施します。自治会等での防災力向上にご活用下さい。

【要件】10人以上のグループでお申し込み下さい。

説明会場のご用意をお願いします。

会場費用は自治会等でご負担をお願いします。

【実施期間】令和8年7月から令和8年12月（日程は各自治会等と調整）

【申込期間】令和8年6月1日～令和8年11月30日

【申込上限】20団体まで 上限に達し次第、締め切ります。

【申込方法】以下の、URL や二次元コードからお申込みいただけます。

URL:<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/f88e8ef9-9f75-4e50-aebd-30592a4db0be/start>

<二次元コード>



6 お問い合わせ先・申込先

地震火災対策コールセンター（6月1日から受付開始）

TEL：0120-480-002 FAX：03-6627-9989

メール：yokohama_jishintaisaku@ivisit.co.jp

受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

防災・危機管理統括本部地域防災課
担当 海野、中村
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

感震ブレーカーの設置で地震による火災を防ぎましょう

感震ブレーカーを設置

破損したコードからの漏電

ストーブと可燃物の接触

停電から復旧時の火災

大きな揺れを感じて自動OFF 火災防止

横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは補助があります！
 重点対策地域は全額補助！それ以外の地域は一部補助します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1 自宅の「分電盤」を確認 3ページでご確認！

Step 2 感震ブレーカーを選ぶ

Step 3 電子申請で申し込み 5分で完了！ (郵送・FAX・E-mailでのお申し込みも可能です)

申請期間 令和8年6月1日～令和9年1月31日(消印有効)

※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに！

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

↓ 折り線 ①

1708790

134

東京都豊島区東池袋4-5-2
 株式会社アストガイシット行

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
 受託事業者

料金受取人払郵便
 豊島局 承
 6998
 差出有効期間
 2027年1月
 31日まで
 (切手不要)



↑ 折り線 ④

申請者	〒	様
	住所	
	氏名	

↑ 折り線 ②

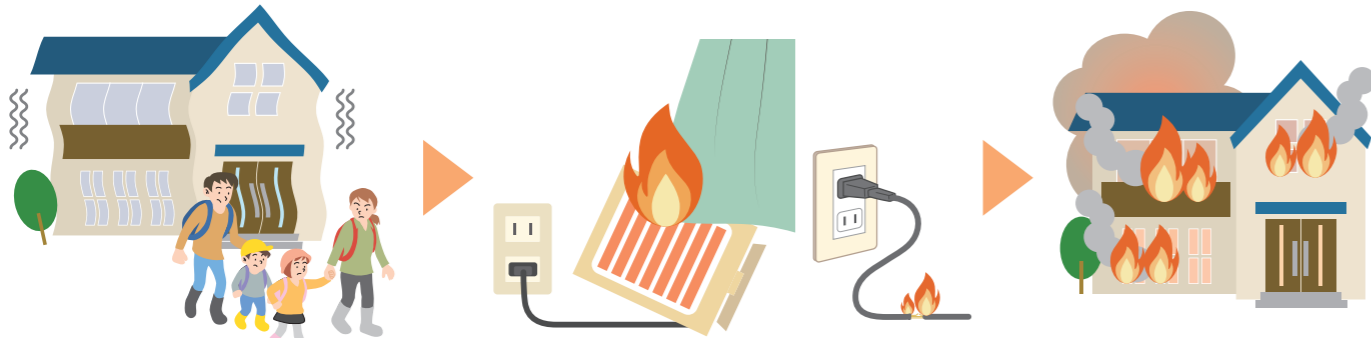
← 折り線 ③

必ず折り線に沿って
 折り込みをして下さい。

なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



地震発生 停電・避難

電気の復旧 出火

火災発生

Point 地震火災の6割以上は「電気」が原因※です。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

Point 感震ブレーカーの動画をチェックしましょう



感震ブレーカーの必要性を、動画で学ぶことができます。(出典：総務省消防庁)



https://www.youtube.com/watch?v=7tYi_BhxH6s

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断器とは異なります。

横浜市の制度を Check!



横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 3～4ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

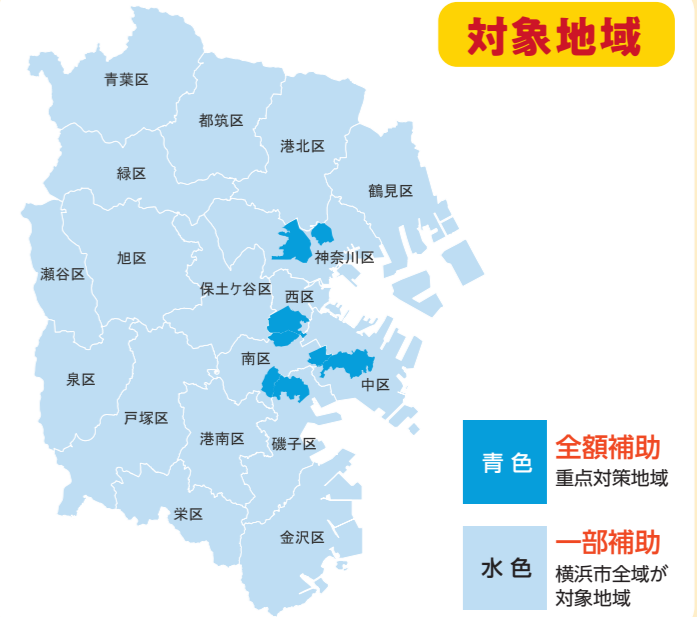
下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

取付代行件数 2,000件（先着順）

対象地域



青色 全額補助
重点対策地域
水色 一部補助
横浜市全域が対象地域

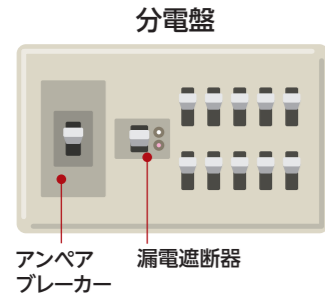
重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

● 神奈川区	● 西区	千代崎町1丁目	大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目	庚台
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目	唐沢
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目	山谷
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保	清水ヶ丘
栗田谷	老松町	西竹之丸	中村町1丁目
斎藤分町	霞ヶ丘	西之谷町	中村町2丁目
白幡上町	久保町	初音町1丁目	中村町3丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目	西中町4丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目	八幡町
白幡東町	中央2丁目	英町	伏見町
白幡南町	西戸部町1丁目	西戸部町1丁目	平楽
白幡向町	西戸部町2丁目	本郷町2丁目	南太田1丁目
中丸	西戸部町3丁目	本郷町3丁目	三春台
西大口	西前町2丁目	本牧荒井	若宮町1丁目
西神奈川3丁目	西前町3丁目	本牧町1丁目	若宮町2丁目
二本榎	浜松町	本牧町2丁目	若宮町3丁目
白楽	東久保町	本牧満坂	若宮町4丁目
平川町	藤棚町1丁目	本牧緑ヶ丘	● 磯子区
広台太田町	藤棚町2丁目	養沢	磯子8丁目
松本町1丁目	元久保町	麦田町2丁目	岡村1丁目
松本町2丁目	● 中区	麦田町3丁目	岡村2丁目
松本町3丁目	赤門町1丁目	麦田町4丁目	岡村3丁目
松本町4丁目	上野町1丁目	矢口台	岡村4丁目
三ツ沢上町	上野町2丁目	山手町	岡村5丁目
三ツ沢下町	上野町3丁目	大和町1丁目	岡村6丁目
三ツ沢中町	大芝台	大和町2丁目	滝頭1丁目
六角橋2丁目	大平町	山元町1丁目	滝頭2丁目
六角橋3丁目	柏葉	山元町2丁目	滝頭3丁目
六角橋4丁目	北方町1丁目	山元町3丁目	中浜町
六角橋5丁目	北方町2丁目	山元町4丁目	久木町
六角橋6丁目	鷺山	● 南区	広地町
	竹之丸	大岡1丁目	丸山2丁目
	立野	大岡2丁目	

Step 1 自宅の「分電盤」を確認する



- 感震ブレーカーがすでに設置されていないか？
- 分電盤にブレーカースイッチが見えなくなる蓋が付いているか？
- 漏電遮断器が付いているか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？



選ぶのにお困りの際は、
お気軽にお問い合わせください。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002**
(受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分)

メール **yokohama_jishintaisaku@ivisit.co.jp**

FAX **03-6627-9989**

分電盤の写真をメールでお送りいただければ、
より詳しくご案内が可能です。

Step 2 感震ブレーカーを選ぶ

タイプ	ブレーカーを切ることで、家全体の 通電を遮断するタイプ				感震ブレーカーに接続した機器のみの通電を遮断するタイプ	
製品	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボール皿	zen断+(プラス)	coco断	
写真						
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行 55	感震部：幅 90× 縦 150× 奥行 55 バンド側：幅 55× 長さ 150× 奥行 16 ワイヤー長：480	縦 58× 横 34× 奥行 28	縦 60× 横 50× 奥行 33	縦 97.7× 横 55.2× 奥行 32.7	
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220	日本防災スキーム株式会社 TEL：047-334-0181	日本防災スキーム株式会社 TEL：047-334-0181	
重点対策地域	無償		無償	無償	無償	
重点対策地域以外	申請者負担額 1,800円 (送料・税込)		申請者負担額 4,400円 (送料・税込)	申請者負担額 2,000円 (送料・税込)	申請者負担額 3,500円 (送料・税込)	申請者負担額 5,800円 (送料・税込)
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。 器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、製品をコンセントに差し込み、アース線を接続する。または3端子コンセントに差し込む。本体の LED ランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、壁のコンセントに差し込む。本体の LED ランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。	
遮断までの時間	揺れを感知した直後		揺れを感知した直後	揺れを感知した直後	揺れを感知した直後～3分後(30秒毎に設定)	
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感震部が傾かないように設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤の場合ヤモリ・デ・セットをご使用ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感震部が傾かないように設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤に対応(コード部分の隙間が必要である) ・ 壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すとへこむ場合は取付不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定格感度電流30mA以下である漏電ブレーカーが設けられている分電盤のみに作動する ・ アース線との接続又は3端子コンセントに差し込みが必要 ・ アース線(線・ピン)は着脱式であり、取付時に選択が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延長コードや卓上電源タップには取付不可 ・ 本製品に接続された電気機器のみの通電を遮断するため、家全体の通電の遮断はできない。 接続機器の例： 電気ストーブ、ペットヒーター、こたつ等	

制度詳細については、横浜市 HP もご覧ください「横浜市感震ブレーカー HP」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み

申し込みからお届けまでの流れ

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの利用申請書に必要項目を記入し、株式会社アイヴィジット(頁下部参照)まで送付します。



電子申請の場合

二次元コードから電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



申込

● 申し込みの不備のある場合は、コールセンター(0120-480-002)より確認のご連絡をします。



通常の場合

宅配にて商品到着
(自己負担額は代引き)



取付けご希望の場合 (要件を満たす世帯のみ)

取付けの日程調整
コールセンターの番号からお電話をさせていただきます。



取付け訪問

(自己負担額は代引き)
※取付け時間は約30分を予定



- 申し込みからお届け(取付け)までに通常1~2か月程度かかります。(器具の在庫状況によっては遅れる可能性があります)
- 器具の送付、または設置後の不具合は各メーカーにお問い合わせください。

注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002** (受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分)

株式会社アイヴィジット 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 6F

E-mail yokohama_jshintaisaku@ivisit.co.jp FAX 03-6627-9989

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課 令和8年5月

第1号様式(要綱第4条関係)

管理番号 _____

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利用申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒	横浜市	区 _____ <small>建物名、部屋番号等記入をお願いいたします。</small>
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号	メールアドレス
		<small>※お持ちの方のみ</small>	
希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償			
<input type="checkbox"/> ヤモリ・・・1,800円		<input type="checkbox"/> zen断+(プラス)・・・3,500円	
<input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット・・・4,400円		<input type="checkbox"/> coco断・・・5,800円	
<input type="checkbox"/> スイッチ断ボールⅢ・・・2,000円			
取付け代行の希望 (coco断は配送のみです。)			
<input type="checkbox"/> 希望しない(配送) <input type="checkbox"/> 希望する(要件あり。希望する場合は以下に✓を入れてください)			
私の世帯は、同居者全員が、次のいずれかで構成されています。			
<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下			
取付け希望日 (取付け代行を希望の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 _____ 日 (令和8年12月29日~令和9年1月3日を除く)		
同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・ 横浜で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。 ・ 感震ブレーカーの取付け時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。 ・ 分電盤の経年劣化が原因の故障や不具合については、修理・対応が行われないことに同意します。 ・ 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません(停電に備えたバッテリーを備えています)。 ・ 原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。 ・ 当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。 			

令和 8 年度家具転倒防止対策助成事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

大地震時の地震火災対策として、家具転倒防止器具の補助制度を 6 月 1 日より受付を開始します。

令和 8 年度から補助対象世帯を、高齢者・障害者等のみで構成される世帯への補助に加え、全世帯に拡大します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、それ以外の地域に対しては 1/2 補助します。また、高齢者・障害者等のみで構成される世帯へ、取付支援を実施します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和 8 年 6 月 1 日～令和 9 年 1 月 31 日（消印有効）

【補助対象】各世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付代行要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

4 お問い合わせ先・申込先

地震火災対策コールセンター（6 月 1 日から受付開始）

TEL：0120-480-002 FAX：03-6627-9989

メール：yokohama_jishintaisaku@ivisit.co.jp

受付時間：平日午前 8 時 30 から午後 5 時 15 分まで

防災・危機管理統括本部地域防災課
担当 海野、山羽
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

- 1 対象が全世帯に拡充!
- 2 取付を支援します!
※要件あり



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは補助があります!
重点対策地域は全額補助! それ以外の地域は一部補助します!

神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

- Step 1 器具を取り付けたい家具を検討しよう
- Step 2 家具転倒防止器具を選ぶ
- Step 3 電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX・E-mail でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和8年6月1日～令和9年1月31日(消印有効)

※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに!

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

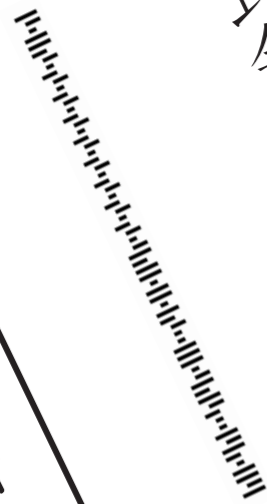
↓ 折り線 ①

1708790

134

東京都豊島区東池袋4-5-2
株式会社アトヴィンシット行

横浜市家具転倒防止対策助成事業
受託事業者



→ 折り線 ④

〒	住所	様
申請者	氏名	

↑ 折り線 ②

← 折り線 ③
ラストアコーナビル6F

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

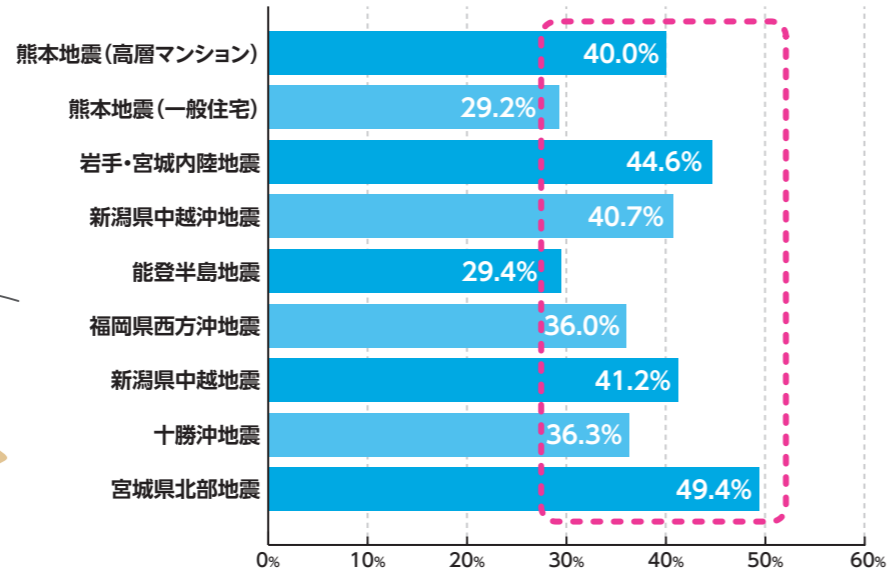
なぜ家具転倒防止器具が必要？

Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害



近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

(提供：防災科学技術研究所 E-ディフェンス)



横浜市の制度

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は家具転倒防止器具の器具代を全額補助します

- 対象商品** 家具転倒防止器具 (3～4ページの器具)
- 申請要件** 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 横浜市が器具代金をすべて負担します。
- 補助個数** 器具1組

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は家具転倒防止器具の器具代を一部補助します

- 対象商品** 家具転倒防止器具 (3～4ページの器具)
- 申請要件** 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 3～4ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。
- 補助個数** 器具1組

取付代行

下記の要件を満たす世帯の方のみです。

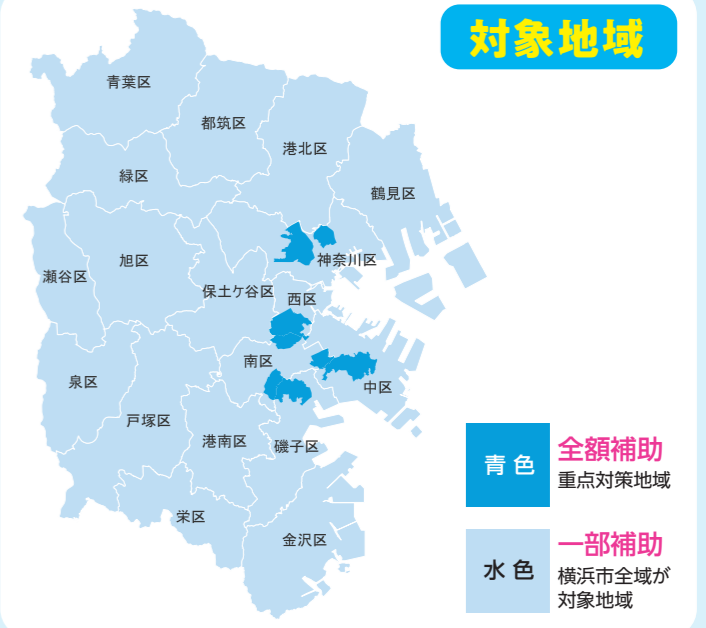
申請要件 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること

- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

取付代行件数 300件 (先着順)

対象地域



重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を「重点対策地域」として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

● 神奈川区	● 西区	千代崎町1丁目	大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目	庚台
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目	唐沢
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目	山谷
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保	清水ヶ丘
栗田谷	老松町	西竹之丸	中村町1丁目
斎藤分町	霞ヶ丘	西之谷町	中村町2丁目
白幡上町	久保町	初音町1丁目	中村町3丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目	西中町4丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目	八幡町
白幡東町	中央2丁目	英町	伏見町
白幡南町	西戸部町1丁目	本郷町1丁目	平楽
白幡向町	西戸部町2丁目	本郷町2丁目	南太田1丁目
中丸	西戸部町3丁目	本郷町3丁目	三春台
西大口	西前町2丁目	本牧荒井	若宮町1丁目
西神奈川13丁目	西前町3丁目	本牧町1丁目	若宮町2丁目
二本榎	浜松町	本牧町2丁目	若宮町3丁目
白楽	東久保町	本牧満坂	若宮町4丁目
平川町	藤棚町1丁目	本牧緑ヶ丘	● 磯子区
広台太田町	藤棚町2丁目	箕沢	磯子8丁目
松本町1丁目	元久保町	麦田町2丁目	岡村1丁目
松本町2丁目	● 中区	麦田町3丁目	岡村2丁目
松本町3丁目	赤門町1丁目	麦田町4丁目	岡村3丁目
松本町4丁目	上野町1丁目	矢口台	岡村4丁目
三ツ沢上町	上野町2丁目	山手町	岡村5丁目
三ツ沢下町	上野町3丁目	大和町1丁目	岡村6丁目
三ツ沢中町	大芝台	大和町2丁目	滝頭1丁目
六角橋2丁目	大平町	山元町1丁目	滝頭2丁目
六角橋3丁目	柏葉	山元町2丁目	滝頭3丁目
六角橋4丁目	北方町1丁目	山元町3丁目	中浜町
六角橋5丁目	北方町2丁目	山元町4丁目	久木町
六角橋6丁目	● 南区	● 南区	広地町
	鷺山	大岡1丁目	丸山2丁目
	竹之丸	大岡2丁目	
	立野		

Step 1 器具を取り付けたい家具を検討しよう

寝室にある家具や避難経路を塞ぐおそれのある家具などを検討しましょう。
申請できる器具は1組までです。

Step 2 家具転倒防止器具を選ぶ



家具から天井までの高さ

突っ張り棒 小	30 ~ 45cm
突っ張り棒 中	45 ~ 65cm
突っ張り棒 大	60 ~ 100cm

突っ張り棒

家具転倒防止突っ張り棒
もしもの備えに安心の防災用品 (2本1組)

重点対策地域の申請者負担額
無償

重点対策地域以外の申請者負担額
小: 1,500円 (送料・税込)
中: 1,600円 (送料・税込)
大: 1,700円 (送料・税込)

ポイント 家具と天井の隙間に取り付けするタイプの器具です。ネジや釘が不要で賃貸住宅でも取付可能です。



寸法/幅 44mm×長さ 90cm×厚み 10mm

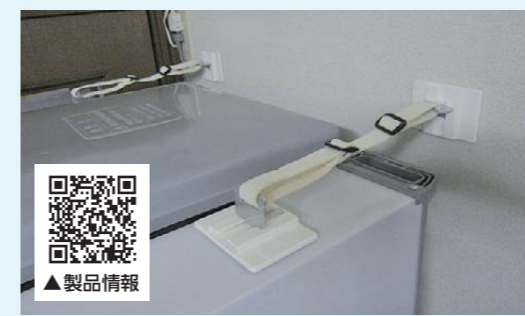
転倒防止板

ふんばる君 90 (1本1組) (ニトムズ)

重点対策地域の申請者負担額
無償

重点対策地域以外の申請者負担額
1,200円 (送料・税込)

ポイント 家具の前下部に敷くだけで地震に力を発揮する耐震性能に優れた形状の転倒防止板です。家具の幅に合わせてハサミで切ることができます。



寸法/ベース: 縦 65mm×横 90mm、ベルト 24~40cm
目安安全重量/150kg 以下

ベルト式

スーパータックフィット マルチタイプ
(2本1組) (北川工業)

重点対策地域の申請者負担額 **無償**

重点対策地域以外の申請者負担額 **1,500円**
(送料・税込)

ポイント 粘着ゲルと特殊ベルトで転倒を防止します。壁と本体をベルトで支えるタイプで「冷蔵庫」や「キャスター付き機器」等の家具を固定可能。※本製品を固定する壁面などの種類によって性能が十分に発揮しない場合があります。



寸法/縦 65mm×横 90mm×奥行 130mm
目安安全重量/60kg 以下 壁面との隙間/70mm 以内

貼付式

スーパータックフィット TF-L (2個1組)
(北川工業)

重点対策地域の申請者負担額 **無償**

重点対策地域以外の申請者負担額 **1,600円**
(送料・税込)

ポイント 強力な粘着力で壁に固定でき、ネジやクギなしで壁に穴をあける必要がありません。粘着力と振動吸収力で家具・家電の転倒防止に威力を発揮します。※本製品を固定する壁面などの種類によって性能が十分に発揮しない場合があります。



寸法/高さ 96mm×幅 20mm×奥行 96mm
耐荷重 150kg

L字金具

耐震ダブルアングルスチール製
自在回転タイプ サイズ30 (2個1組) (シロクマ)

重点対策地域の申請者負担額 **無償**

重点対策地域以外の申請者負担額 **1,400円**
(送料・税込)

ポイント 壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。軽めの「書棚」や「食器棚」におすすめです。



寸法/40mm×40mm×厚さ5mm
耐荷重/4枚あたり 60kg

粘着耐震ゴム

タックフィット TF-40K (4枚1組)
(北川工業)

重点対策地域の申請者負担額 **無償**

重点対策地域以外の申請者負担額 **1,200円**
(送料・税込)

ポイント 液晶モニターやテレビの下に敷きます。強力な粘着力でしっかり固定し、転倒・落下を防ぎます。

「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>



Step 3 申し込み

申し込みからお届けまでの流れ

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの利用申請書に必要項目を記入し、株式会社アイヴィジット(頁下部参照)まで送付します。



電子申請の場合

二次元コードから電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



申込

● 申し込みの不備のある場合は、コールセンター(0120-480-002)より確認のご連絡をします。



通常の場合

宅配にて商品到着
(自己負担額は代引き)



取付けご希望の場合 (要件を満たす世帯のみ)

取付けの日程調整
コールセンターの番号から
お電話をさせていただきます。



取付訪問

(自己負担額は代引き)
※取付時間は約30分を予定



- ・申し込みからお届け(取付け)までに通常1~2か月程度かかります。(器具の在庫状況によっては遅れる可能性があります)
- ・器具の送付、または設置後の不具合は各メーカーにお問い合わせください。

- 注意事項**
- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
 - 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
 - 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
 - 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
 - ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
 - ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002** (受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分)

株式会社アイヴィジット 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 6F

E-mail yokohama_jishintaisaku@ivisit.co.jp FAX 03-6627-9989

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



第1号様式(要綱第4条関係)

(管理番号) _____

横浜市家具転倒防止対策助成事業に係る助成事業

利用申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 _____ 区 _____ 建物名、部屋番号等記入をお願いいたします。		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号	メールアドレス
		※お持ちの方のみ	
希望する家具転倒防止器具(いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償			
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(小).....1,500円		<input type="checkbox"/> ベルト式.....1,500円	
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(中).....1,600円		<input type="checkbox"/> 貼付式.....1,600円	
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(大).....1,700円		<input type="checkbox"/> L字金具.....1,400円	
<input type="checkbox"/> 転倒防止板.....1,200円		<input type="checkbox"/> 粘着耐震ゴム.....1,200円	
取付代行の希望			
<input type="checkbox"/> 希望しない(配送) <input type="checkbox"/> 希望する(要件あり。希望する場合は以下に✓を入れてください)			
私の世帯は、同居者全員が、次のいずれかで構成されています。			
<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下			
取付希望日 (取付代行を希望の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 _____ 日 (令和8年12月29日~令和9年1月3日を除く)		
同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配送後の家具転倒防止器具の返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・ 横浜市で実施している家具転倒防止器具の補助や助成事業を過去に利用していません。 ・ 原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。 ・ 当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。 ・ ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。 ・ ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。 ・ 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。 			

切り取り線

地域防災活動の支援に向けた研修「よこはま防災研修」のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

地域防災活動の支援に向けた研修「よこはま防災研修」では、町の防災組織（自治会町内会等）において、防災・減災活動の担い手を育成し、地域防災・減災活動を推進してもらうことを目的としています。

今回は、地域における防災活動の支援として、自治会・町内会員等向けに「よこはま防災研修<基礎編>」と「よこはま防災研修<支援編>」の2つの研修をご案内させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 研修の概要

(1) 内容

①「よこはま防災研修<基礎編>」

横浜市消防局が運用している「よこはま防災 e-パーク」のWEB研修を受講する形式としています。災害に対する日頃の備えなどの自助、地域防災拠点の運営取組例を通じた共助の紹介、いざという時の避難方法の確認など、防災の基礎を学んでいただけます。

②「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会等へアドバイザーを派遣し、防災まち歩きや安全マップ作成等を実施することにより、地域の防災力向上に向けた取組を支援します。

各自治会・町内会の皆様のご要望に応じて、地形、戸建てやマンション等の住居種別など、地域の実情に沿った研修内容をご提案します。

(2) 実施期間

①「よこはま防災研修<基礎編>」

WEB研修のため24時間いつでも受講できます。

②「よこはま防災研修<支援編>」

令和8年6月から令和9年3月（具体的な受講日は各自治会・町内会等と調整）

申込期間：令和8年6月1日～令和8年12月25日

4 受講対象者について

① 「よこはま防災研修<基礎編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員等を含む、どなたでもご受講いただけます。

② 「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員(5人以上のグループでお申し込みください)

5 受講方法について

① 「よこはま防災研修<基礎編>」

【受講方法】以下の、URL や二次元コードから受講できます。

URL:<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>

二次元コード：



② 「よこはま防災研修<支援編>」

【申込期間】令和8年6月1日から12月25日までとなります。

【受講方法】以下の、URL や二次元コードからお申込みいただけます。

URL:<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/fd01e35e-2446-45e0-8bea-7cea668e403f/start>

二次元コード：



防災・危機管理統括本部地域防災課 担当 海野、山羽 電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677 メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp
--

防災研修

基礎編

支援編

ステップアップ編

事例発表会

防災の
“これだけは
知ってほしい”
無料講座

「基礎編」は、「よこはま防災e-パーク」
で学ぶWEB研修です。

対象

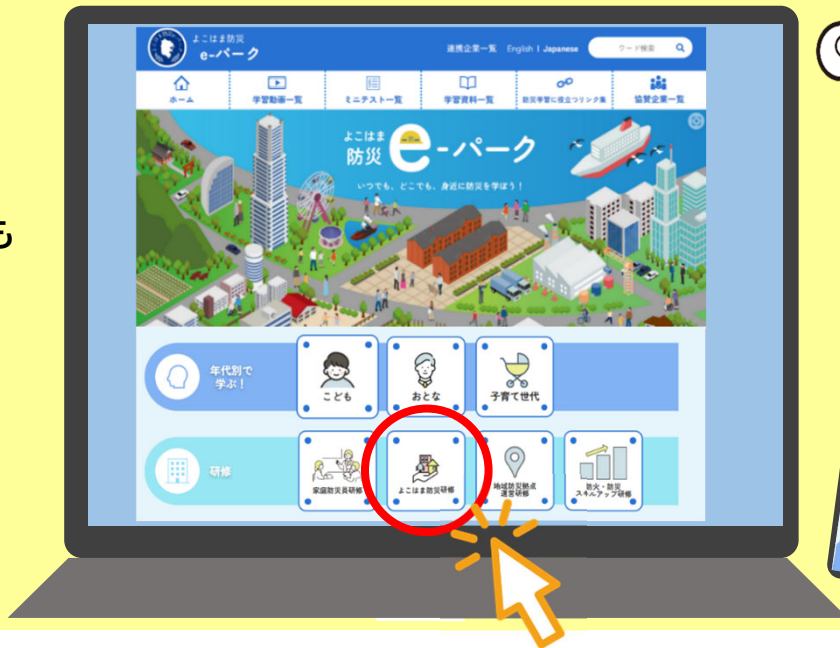
どなたでも！

場所

いつでもどこでも
オンライン！

内容

必要な備えなど
防災の基礎を
学べます！



よこはま 防災研修

視聴はこちらから



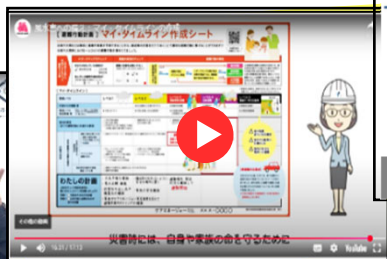
スマホ版も！

動画で学びましょう

まずは、自宅の対策を見直そう！



日頃の備え



風水害の備え



町の防災組織



災害時の避難

クイズで確認！



横浜市消防局マスコットキャラクターハまくん

目指せ！！
レベルアップ！

修了証も取得できるよ



よ こ は ま

防 災 研 修

基礎編

支援編

ステップアップ編

事例発表会

地域の
防災力向上に
役立つ

「**地域の特性**」に応じてしっかり学べる実践講座！

お住まいの地域に
カスタマイズした
研修内容をご提案します



横浜市防災・危機管理X公式キャラクター
みなモル



横浜市防災・危機管理X公式キャラクター
ハマらび

参加無料

あなたの地域に
防災アドバイザー
が伺います

※事前によこはま防災研修(基礎編)を受講することを推奨します。

対象

自治会・町内会、マンション管理組合(5人以上のグループでお申込みください)

場所

研修場所の確保をお願いします。アドバイザーが研修場所へ伺います。

内容

次のプログラムからご希望の内容をお選びください(複数可)

必須

●**地域特性に応じた基本的な災害の備え(目安時間30分)**

家の周りの被害想定、ご存じですか？

●**風水害への備え(目安時間30分~60分)**

マイ・タイムラインを作成してみましょう！
横浜市避難ナビで水害リスクを確認！

●**地震への備え(目安時間30分~60分)**

「感震ブレーカー」設置していますか？
個人備蓄を日常生活に取り入れてみましょう！

●**グループワーク(目安時間60分)**

「災害が起きたら？」をケーススタディーで考えてみましょう！

昨年度の受講者満足度

99%の実績！

*昨年度受講者アンケートより

それぞれ
「戸建て編」
「マンション編」
から選べます



申込方法

横浜市電子申請サービス
(二次元コード)から
お申し込みください



よこはま 防災研修



よこはま防災研修HPIはこちら！



お申込み
受付期間

令和8年 **6/1**(月)~令和8年 **12/25**(金)
※予算に達し次第、早期に終了

※受講希望日の2ヵ月前までにお申し込みください。日程についてはアドバイザーから直接申請者に連絡します。

感震ブレーカーを設置して 地震による火災を防ぎましょう！

■感震ブレーカーとは

大きな揺れで電気を自動的に遮断し、地震火災の多くの原因と言われている「電気火災」を防ぐ効果が大きい器具です。このうち、「簡易タイプ」は設置が容易で、価格も比較的安い器具もございます。

【補助概要】

補助対象団体	自治会・町内会、マンション管理組合		
補助対象製品	一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有する感震ブレーカー		
補助経費	購入設置に係る費用のうち		
		対象5器具	その他器具
	重点対策地域	全額補助	9/10補助 (上限5,000円)
	その他の地域	9/10補助 (上限5,000円)	
	※詳細は裏面をご覧ください。		
申請期間	令和8年6月1日(月)から令和9年1月29日(金)		

※補助を希望される場合は、まず西区総務課庶務係にご相談ください。

※購入前でも後でも申請可能です。

横浜市地震火災対策
マスコットキャラクター

しゃーだん先生



裏面あり

西区総務課防災担当

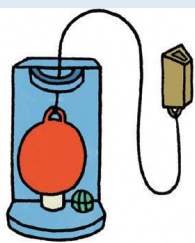
電話 320-8310

FAX 322-9847

●助成対象器具

「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」（内閣府）で定める感震ブレーカー等の性能評価に基づき、一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの

おもり式



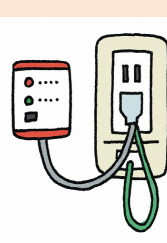
揺れを感知すると、おもり玉が落下し、ブレーカーのスイッチを落とします

バネ式/電池式



揺れを感知すると、バネの力や電池によりバンドが作動してブレーカーのスイッチを落とします

コンセント差込式



コンセントに差し込んで使います。基本的には漏電遮断器に配線されている系統の電気のみを遮断します

ご案内の補助対象器具は、すべての分電盤に対応可能ではありません。分電盤の種類によって設置が困難なことがあります。判断が難しい場合は、各メーカーにお問い合わせください。

	商品名	メーカー名	参考価格	取付方法	参考
対象 5器具	おもり式 スイッチ 断ボールⅢ	(株)エヌ・アイ・ピー	5,390円 (メーカー価格) (税込)	付属の両面テープで分電盤に取付	
	バネ式/電池式 ヤモリ	(株)リントック21	約4,000円 (オープン価格)	付属の両面テープで分電盤に取付	
	ヤモリ デ セット		約6,600円 (オープン価格)	本体と作動部を付属の両面テープで壁と分電盤に取付	
	コンセント差込式 zen断+ (プラス)	日本防災スキーム株式会社	9,900円 (メーカー価格) (税込)	本体裏面の両面テープをはがし、アース付きのコンセントに取付	
	coco断	日本防災スキーム株式会社	12,100円 (メーカー価格) (税込)	本体裏面の両面テープをはがし、コンセントに取付	

※その他器具の詳細については、日本消防設備安全センターのホームページからご確認ください。



●重点対策地域(不燃化推進地域)一覧

赤門町2丁目	霞ヶ丘	境之谷	西戸部町1丁目	西戸部町2丁目
西戸部町3丁目	西前町2丁目	西前町3丁目	東久保町	藤棚町1丁目
藤棚町2丁目	元久保町	伊勢町1丁目の一部	伊勢町2丁目の一部	伊勢町3丁目の一部
老松町の一部	久保町の一部	中央一丁目の一部	中央二丁目の一部	浜松町の一部

※お住まいの地域が重点対策地域かどうかはiマッピー（行政地図情報提供システム）からご確認ください。iマッピー上で、「表示切替」→大項目「建築・造成等に関する制限」→中項目「建築協定区域その他建築基準法の区域等」を選択してください。

iマッピーはこちらから



令和8年度 西区 地盤品質判定士による崖地相談会

うちの崖、 がけ大丈夫!?

崖地相談

がけ ようへき
崖や擁壁の
不安は
専門家に
ご相談を!



相談無料!

先着12組

※ 事前申込制

対象 西区内に宅地等を所有する方
(マンション管理組合含む)

開催日時・会場 各日6組

※10:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

6月28日(日) 6月29日(月)

西区役所1階 1AB会議室 (中央1丁目5番10号)

申込方法 受付: 6月11日(木) 9:00
~6月23日(火) 17:00

※時間ごとの予約制となっており、枠に限りがございます。

※申込枠が埋まり次第、受付を終了させていただきます。



・WEB申込み (左の二次元コードより)
・または下記電話番号よりお申し込みください。

地盤品質判定士とは

地盤品質判定士制度は、国土交通省の定める「宅地防災」の分野で唯一の技術資格として認定・登録されている制度です。地盤のプロの視点で、ご自宅のがけ地、擁壁等の不安・問題点の解決を目指します。

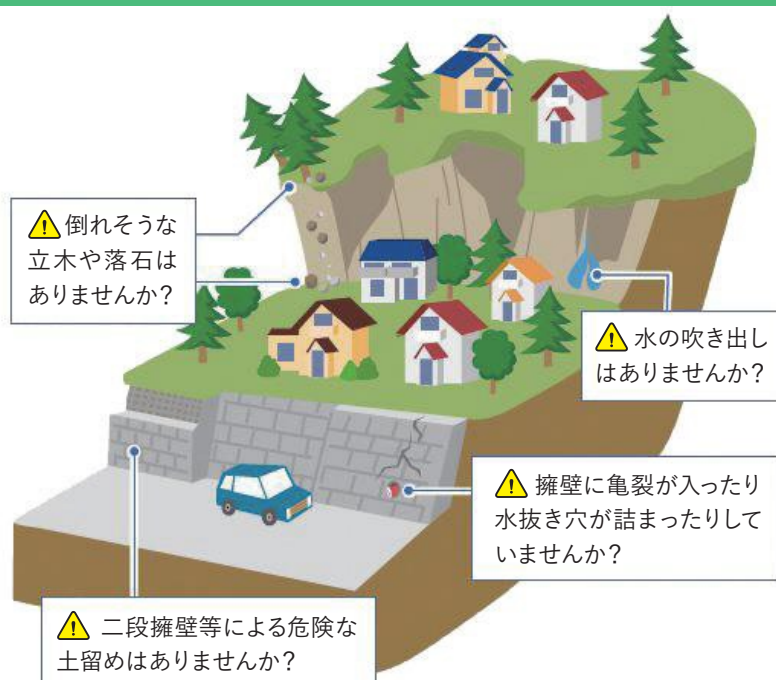
判定のためにご用意いただく物

写真 (建物と敷地の全景・変状がある場合、近景を異なる方向から複数)、図面等

相談できる内容

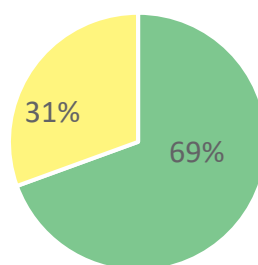
がけ地の危険性や擁壁のひび割れ・ゆがみ、液状化や浸水など、宅地の安全性に関すること全般の相談に応じます。

※がけ地、土留めや擁壁を所有されている方が対象者です。



参加者の声

- ・現状でできることを教えてもらえ、その後土留め等の補修工事を行った。
- ・すぐに手を打つ必要はないので、中長期的に考えてよいことが分かり安心した。
- ・点検方法や対策を教えてもらった。



- 大変参考になった
- 参考になった
- ふつう
- あまり参考にならなかった
- 参考にならなかった

※ R5～R7相談会后実施アンケートより

アクセス

西区役所

電車で

- ・京浜急行「戸部駅」徒歩8分
- ・相模鉄道「平沼橋駅」徒歩10分

バスで

- ・市営292系統「西前町バス停前」徒歩1分
- ・市営9/102/106系統・神奈中77系統「西区総合庁舎入口バス停」徒歩3分
- ・市営103系統「御所山バス停前」徒歩3分



横浜グリーンエクスポのPRへのご協力について【協力依頼】

1 事業の趣旨

横浜グリーンエクスポのPR推進の一環として、各区の連合町内会長の皆さまに横浜市オリジナルトウクトウクピンバッジを6月以降貸与させていただきます。

つきましては、各種会議や行事等へのご出席の際にご着用いただき、横浜グリーンエクスポの認知向上にご協力くださいますよう、お願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご着用にご協力ください。

【地区連長】 ご着用にご協力ください。



横浜市オリジナルピンバッジ

3 横浜市オリジナルトウクトウクピンバッジの貸与について

- ・オフィシャルグッズの販売への影響を考慮し、関係団体との調整の結果、本ピンバッジは「譲渡」ではなく「貸与」とさせていただきます。
- ・貸与対象は、適正な公費執行および広報効果を踏まえ、各種行事や会議等にご出席される機会の多い「地区連合町内会長」といたします。
- ・貸与時期は6月を予定しており、各区区連会等の場において配布させていただく予定です。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 山本、倉澤
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo-pr@city.yokohama.lg.jp

令和8年度 西区 運営方針

I 基本目標

令和8年度は、現在策定を進めている、「市民の実感」を最上位目標とした「横浜市中期計画2026-2029」※1の初年度です。市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握、検証しながら「**つながりを大切に 誰もが にこやか しあわせに くらせるまち 西区**」に向けて取組を推進することにより、「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」、そして、「明日をひらく都市」の実現につなげます。

さらに、西区では、地区の皆様が話し合い、つくりあげた「地区別計画」とその取組を応援する「区全体計画」で構成された区の総合的な計画「にこやか しあわせ 暮らしのまちプラン」(西区地域福祉保健計画:愛称にこまちプラン)を策定しています。

令和8年度は「第5期にこまちプラン」が始まります。誰にとっても住みやすい西区を目指して、地域の皆様とともに計画を推進します。



そして、気候変動という地球規模の課題解決に向けた姿を世界に発信するGREEN×EXPO 2027 (横浜グリーンエクスポ)がいよいよ令和9年3月に始まります。開幕に向け皆様と盛り上げるとともに、横浜の玄関口となる横浜駅とその周辺の美化・環境向上に取り組めます。



▲ 開幕に向けて皆様と一緒に盛り上げます

「**つながりを大切に 誰もが にこやか しあわせに くらせるまち 西区**」に向けて、以下の取組を推進します。

- ◆防犯情報の発信や啓発を強化
- ◆安心して子育てをするための支援
- ◆誰もが生き生きと暮らせるインクルーシブな社会の実現
- ◆日頃の備蓄や地域防災拠点の訓練を推進
- ◆住み慣れた地域で自分らしく生きるための支援
- ◆区のまちの将来像を示す西区プラン※2の改定 他

※1 令和8年5月原案発表

※2 都市計画マスタープラン西区プラン(令和10年度改定)

令和8年度 西区 運営方針

Ⅱ 目標達成に向けた施策

1 地域のつながりづくり

- ◆第5期にこまちプランの推進
- ◆地域活動の支援と協働によるまちづくり
- ◆区内の大学・企業・団体と連携した、地域課題の解決



▲ にこまちフォーラム

2 いきいきと健やかに暮らせるまちづくり

- ◆こどもたちを健やかに育む子育て支援の推進
- ◆高齢者が自分らしく暮らし続けられる取組
- ◆障害のある人も住みやすい環境づくり
- ◆健康づくり啓発や健康情報の発信



▲ ふれあい作品展

3 まちの回遊性向上とにぎわいづくり

- ◆横浜グリーンエキスポの機運醸成と環境との共生
- ◆地域資源を活用した魅力発信
- ◆商店街等と連携した地域経済の活性化
- ◆地域のにぎわいと交流促進
- ◆まちの緑化を通じた地域のつながりづくり



▲横浜グリーンエキスポ機運醸成

4 安心・安全なまちづくり

- ◆地域・区本部の防災機能の強化と自助・共助の推進
- ◆防犯力の強化、交通安全対策の推進
- ◆清掃活動等を通じたきれいなまちづくりの推進
- ◆横浜駅周辺の美化・環境向上



▲地域防災拠点訓練(老松中学校)

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

1 お客様の立場に立った区民サービス

- ◆区民の皆様を笑顔とあいさつで温かくお迎え
- ◆傾聴を第一に、丁寧で分かりやすい説明
- ◆正確で的確なサービスの提供
- ◆伝わる広報の実施

2 つながりを生かした効果的な事業推進

- ◆地域・企業・団体との協働による地域課題の解決
- ◆区民ニーズの的確な把握
- ◆データ経営の推進
- ◆デジタルを活用した地域の負担軽減、連携強化
- ◆こどもたちの思いを受け止めた区政の推進

3 『チーム西区役所』の強化

- ◆人材育成や風通しのよい健康な職場づくり
- ◆協働、共創、チームイノベーションの創出
- ◆生成AI等の活用による業務効率化
- ◆複合化する課題に対し、各課の連携を強化
- ◆『チーム西区役所』としての総合力を発揮

1 地域のつながりづくり

第5期にこまちプランの推進

- ・5年後に向け地域や関係機関と一体的に計画を推進
- ・新規にPR動画を制作・発信
- ・地区別計画やこどもたちの発表等内容を充実※1
- ・実践的な題材を取り入れた講座の実施
- ・小・中学校への出前講座を実施。親世代の参加を促進



▲ にこまちプラン出前講座

※1 にこまちプランに掲げる地域の取組を、皆様にお知らせする「にこまちフォーラム」での内容充実

地域活動の支援と協働によるまちづくり

- ・自治会町内会、地域で活動する様々な団体と連携したまちづくり
- ・デジタルツールを活用した情報共有による地域の負担軽減・連携強化
- ・「のげやまインクルーシブ構想※2」の実現に向けた連携強化 ▲ みんなの食堂



※2 動物園・公園、中央図書館が集積する野毛山地区が、これまで以上に、誰もが分け隔てなく、学び、楽しみ、やすらげる場所となるよう、エリアコンセプトに基づきエリア全体で進めるまちづくり

区内の大学・企業・団体と連携した、地域課題の解決

- ・連携推進協定を締結している神奈川大学をはじめ、企業、団体との連携強化

神奈川大学×ヘルスマイト
ヘルスサポーター養成講座
(簡単朝食の調理実習)▶



2 いきいきと健やかに暮らせるまちづくり

こどもたちを健やかに育む子育て支援の推進

- ・出産前後の不安や孤立感の軽減・解消※3
- ・幼稚園・保育園や地域子育て支援拠点等による育児講座
- ・子育て家庭の手軽な情報取得を支援(パマトコ等)
- ・小学生の放課後に携わるクラブ職員を対象とした人材育成研修を実施
- ・小・中学生等を対象に「連れ去り防止教室」や「SNSトラブル防止教室」を実施
- ※3 「プレパパママクラス」、「パパクラス」、抱っこの方法などを学ぶ「ぎゅっトレ」など



▲ パパクラス

高齢者が自分らしく暮らし続けられる取組

- ・認知症に対する理解を深め、認知症があっても安心して暮らせる地域づくりと早期対応の機運づくり
- ・体力や生活の状態を振り返り、気軽に介護予防ができるきっかけづくり
- ・高齢期における社会参加等の重要性をSNS等で発信

障害のある人も住みやすい環境づくり

- ・イベントや講座、動画等を活用した災害時の配慮及び障害理解の促進
- ・「にしナビ」の改訂や生活体験事業等を通じ、障害のある人の生活選択を支援

健康づくり啓発や健康情報の発信

- ・生活習慣病の予防の取組、こども及び働き・子育て世代の健康づくり

野菜摂取量測定▶



3 まちの回遊性向上とにぎわいづくり

横浜グリーンエキスポの機運醸成と環境との共生

- ・横浜グリーンエキスポを様々な場面でPR
- ・環境に配慮した行動のきっかけとなるイベントの開催

みなとみらい21さくらフェスタで皆様と
横浜グリーンエキスポを盛り上げ▶



地域資源を活用した魅力発信

- ・区内の回遊を促進(まち歩きルート「温故知新のみち」の活用等)
- ・「西区今昔かるた」を活用したイベントによる西区の魅力発信

商店街等と連携した地域経済の活性化

- ・商店街への誘客促進、賑わいの創出(商店街を巡るスタンプラリー)
- ・商店街の魅力を市民目線で発掘・発信するフォトイベントの開催

地域のにぎわいと交流促進

- ・西区民まつりによる新たな関係づくり、地域の交流、活動の活性化
- ・地域の伝統文化に触れる機会の提供(西区虫の音を聞く会、横浜かもんやま能)
- ・年齢、障害の有無等に関わらず楽しめるインクルーシブスポーツ体験会の開催
- ・トップスポーツチームと連携した誰もがスポーツに親しめる機会の創出

まちの緑化を通じた地域のつながりづくり

- ・公園愛護会や学校の皆様と公園や学校への花植え
- ・藤の花をより身近に感じてもらう維持管理や講習会、SNS等によるPR

4 安心・安全なまちづくり

地域・区本部の防災機能の強化と自助・共助の推進

- ・新たな防災気象情報の運用開始等に伴う西区防災マップの更新
- ・小中学校(13校)に、避難所の開設状況等を掲示した「避難所案内板」の設置
- ・発災時の円滑な運営に向けた地域防災拠点の訓練(多様なニーズ対応)
- ・防災啓発の実施(赤ちゃん教室での防災講和、小中学生に向けたセミナー等)

防犯力の強化、交通安全対策の推進

- ・「西区トコパト(トコトコパトロール)」※4の開始・拡充
- ・子育て世代、単身高齢世帯ごとの特性に応じた犯罪被害事例等の発信

※4 ながら見守り「西区トコパト(トコトコパトロール)」とは、愛犬との散歩時に、防犯パトロールの視点を持って地域を見守る活動



▲西区トコパトの活動(イメージ)

清掃活動等を通じたきれいなまちづくりの推進

- ・「ヨコハマ プラ5.3(ごみ)計画」の達成に向けた分別や削減等の啓発
- ・ポイ捨ての多いエリア・時期に路面標示啓発や清掃委託を実施

横浜駅周辺の美化・環境向上

- ・横浜グリーンエキスポで多くの人をお迎えする
横浜駅周辺の美化・環境向上を公民連携で実施



横浜駅西口・幸川の手すり装飾▶

【参考】区民の皆様に寄り添う区役所を目指して

総務課

「チーム西区」を笑顔でサポートします。快適で親しみやすい区役所づくり、災害対策の強化、選挙・統計調査を適正に執行します。生成AIの活用等 業務改善を進め、職員のワークライフバランスの充実につなげます。

区政推進課

分かりやすく「伝わる」情報発信を行い、皆様の声を地域課題の解決につなげます。また、横浜グリーンエキスポの機運醸成や脱炭素に向けた取組を推進しながら、魅力と活気あふれるまちづくりを進めます。

地域振興課

自治会・町内会や商店街をはじめとした地域の皆様に寄り添いながら、まちの魅力発信やにぎわいづくりを更に進めていきます。また、清潔できれいなまちづくりや安心・安全なまちづくりに取り組みます。

税務課

公平公正で適切な賦課業務を行うとともに市税収入の安定的な確保と税負担の公平性の実現のため、適切な徴収事務を進めます。区民の皆様に寄り添いながら、分かりやすく、丁寧に説明することを心掛けます。

区会計室

区民の皆様の信頼に応える、正確な会計経理事務を行います。また、窓口に来られた方や電話でのお問い合わせに対し、しっかりと聞いて、温かく丁寧に分かりやすい説明を心掛けます。

高齢・障害支援課

高齢者や障害のある方も自分らしく暮らせるよう、寄り添った支援や地域のつながりづくりを進めます。また、認知症や障害等への理解促進と介護予防の啓発を進め、誰もが住みやすいまちづくりを目指します。

こども家庭支援課

子育て家庭が地域で孤立することなく、つながりを大切にしながら、安心して子どもを産み育てられるように、一人ひとりにきめ細やかな支援をしていきます。こどもが心豊かで健やかに成長できるまちを目指します。

福祉保健課

地域の皆様や関係機関と連携し、新たにスタートする第5期「にこまちプラン」を推進するとともに、地区別計画の取組を支援します。また、関係団体と協力し、区民の皆様の主体的な健康づくりを推進します。

生活衛生課

食中毒・感染症対策、動物の適正飼育推進を通じ、区民の皆様や西区を訪れる人々の食の安全や暮らしの衛生を確保します。特に、主要駅周辺の飲食店や宿泊施設への衛生指導を重点的に実施します。

戸籍課

戸籍簿・住民基本台帳等の適正な管理を徹底するとともに、親切・丁寧にわかりやすい窓口対応を行います。また、マイナンバーカードを利用した手続の推進と円滑な交付・更新手続に取り組みます。

保険年金課

皆様が安心して医療・介護等を受けられるよう、国保・介護等の保険や、国民年金について、適切かつ迅速に業務を進めます。また、安定した制度運営のため、保険料収納率の向上を図ります。

生活支援課

日々の生活、仕事や住まいの不安や困りごとのご相談に寄り添い、さまざまな支援制度等をわかりやすくご案内します。また、こどもたちの将来の自立に向けて学習できる機会を提供するため、学習支援事業を行います。

西土木事務所

道路・下水道・公園の適切な維持管理と災害対応により、区民の安全・安心な暮らしを守ります。また、公園愛護会活動等の支援や藤の花再生にも取り組み、潤いと安らぎを感じられるまちづくりを進めます。

南浅間保育園

こども一人ひとりを尊重し、豊かな人間性を育む保育を行います。区内唯一の公立保育園として、様々な機関や地域の皆様とのつながりを大切に、育児支援事業を進め、区全体の保育の質の向上を目指します。

「チーム西区役所」は
資源循環局 西事務所、西消防署、
中央図書館等とも連携！
地域の皆様と一緒に課題解決に
取り組みます！

西区のマスコットキャラクター
「にしまるちゃん」



西区民限定

「デジタルプラットフォーム」にて

意見募集!

あなたのご意見・アイデアで 西区をもっと良くしませんか?

お住まいの西区について、「こんなまちになったらいいな」
「こんなことができたらいいな」というようなことを
デジタルプラットフォーム「Surfvote」にご投稿ください!
今後の施策や事業の参考にさせていただきます。

参加はこちらから **アクセス**

「Surfvote」では他の投稿者の意見を見て、ご自身の意見を考えることができます。



※ 意見投稿する際の注意事項 ※

意見投稿は、事前にユーザー登録をして、
ログインする必要があります。

サイト内の「利用規約」を確認・同意のうえで、
ご参加ください。

同様の意見募集は横浜市全区で実施中です。
他区在住の方もこちらからアクセスしてください。

意見募集期間

2026
6.1 (月) 10:00
▶▶▶ **6.30** (火) 23:59

お問合せ

▶ 区役所での意見募集について

市民局区政イノベーション推進課 Tel : 045-671-2088 Fax : 045-664-5295

▶ 意見募集プラットフォームについて

市民局広聴相談課 Tel : 045-671-2335 Fax : 045-212-0911

▶ 西区役所の事業について

西区役所 区政推進課 Tel : 045-320-8321 Fax : 045-314-8894



Surfvote では、さまざまな政策や課題(イシュー)について知り、自分の考えや立場に基づき意見・アイデアを投稿し、他の人の意見を傾聴し評価することもできます。

意見投稿の画面イメージ ※ 区に関するご意見は、「市民からの提案」などでも、引き続きお寄せいただけます。

① 表面の二次元コードの読み取り、または検索ワード「横浜市 デジタルプラットフォーム」で本市ウェブページにアクセス後、「各区意見投稿ページ」からお住まいの区名をクリックする。

② ユーザーの新規登録を行い、ログインをする。

③ 意見投稿ページで投稿したい選択肢をクリックする。

④ 追加項目（氏名 / 住所 / 電話番号 / メールアドレス / 年齢）の登録を行う。
※ 追加項目で登録された内容は公表されません。

⑤ ④で登録したメールアドレスに送付された本人確認メールを開き、認証 URL をクリックし、本人確認を完了する。

⑥ 意見投稿画面で意見を入力する。

横浜市

区役所 | Language | 読み上げ | コールセンター | Google 提供 | 検索

3. 横浜市各区イシューページでの投票時に、追加項目（氏名・住所・電話番号・メールアドレス・年齢）の登録を行う
4. お住まいの区のイシューページに意見を投稿する。

各区イシューページ

- 青葉区 (外部サイト)
- 旭区 (外部サイト)
- 泉区 (外部サイト)

Surfvote ローカル 執筆者 コミュニティ 使い方

総合 人権・多様性 制度・規制 暮らし 環境・国土 文化・芸術 法律・刑法 科学・技術

お知らせ 話題のニュースの「その先へ」-社会を読み解く

追加項目（氏名 / 住所 / 電話番号 / メールアドレス / 年齢）の登録を行う。

氏名（事前にご登録いただいた名前（ニックネーム）が公開されます。）
氏名を入力してください

住所1（横浜市〇〇区）
鶴見区

住所2
それ以降を入力してください

電話番号
ハイフン抜きで電話番号を入力してください

メールアドレス
メールアドレスを入力してください

※本人確認メールがご入力メールアドレスに送信されます。
※迷惑メールの対策などでドメイン指定を行っている場合、メールが受信できない場合があります。「@polimill.com」からのメールが受信できるように設定してください。

年齢
年齢を入力してください

規約
 プライバシーポリシーと利用規約に同意する

送信する

投票所（とうひょうじょ） 投票数：6

居住

防災

Surfvote 本人認証のご確認 受信トレイ ☆

Surfvote 14:55
To 自分 ↓

このメールは、Surfvoteより自動的に送信されています。

この度は、Surfvoteをご利用いただき、誠にありがとうございます。

認証URL
http://dev.surfvote.com/issues/email/verify/2090c0914da75021252e967eb081bfaa7a7b80d8d2b8ceb1fc1ccebd5624c8dd?cms_id=ynje8qy4v8yb&expires=1745564100&signature=fd8697c7a4b4c795371a494ffa2a24696fe1fc54801aa3757b37b2888045b8

※認証URLは発行後1時間経過すると使用できなくなります。
本人確認メールに関するログインについて、問題が発生した場合は下記URLからご連絡ください。
<https://docs.google.com/forms/d/e/1Fh0L0893...>

＜意見投稿ページに遷移＞

本人確認が完了しました。

お手数ですが再度ご希望の回答項目を選んで、投票をお願いします。

閉じる

オピニオン入力をスキップ 回答

他のユーザーの回答

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

1 趣旨

4月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシを作成しましたので、配付します。

※蛍光灯の製造・輸出入は令和9年末までに段階的に廃止されます。まだ LED 照明への切り替えをされていない自治会町内会館におかれましては、ぜひ、補助金を活用いただき、LED 照明への切り替えを御検討ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

3 チラシについて

チラシ1 「令和8年度も自治会町内会館の脱炭素化を応援します！」

チラシ2 「令和9年末までに一般照明用の蛍光灯製造・輸出入が終了します」

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和8年4月1日（水）～10月30日（金）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※ ¹	2 / 3	60 万円
省エネエアコン		130 万円
断熱窓など		200 万円 ※ ²
太陽光発電設備 蓄電池		

予算上限に達し次第、
受付を終了します。
申請はお早めをお願いします。

※¹ 電球形LEDランプのみの交換も対象

※² 蓄電池は太陽光発電設備との併用に限り
(補助上限額は、合算での上限額)。

詳細は、市 Web ページ掲載の「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」を御覧ください。申請様式についてもダウンロードが可能です。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 Web ページ)

補助対象などに関するお問合せ・申請窓口・訪問アドバイザー事前予約

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（事務委託先）

電 話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 大内（康）、戸田

電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734



横浜市は 2030 年度までの
温室効果ガス排出量 50%
削減を目指しています

令和 8 年度も

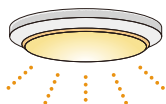
自治会町内会館の 脱炭素化を応援します!

補助率
2/3

対象
製品

LED照明器具

蛍光灯は令和 9 年末で製造廃止予定のため、
今後品薄となることが予想されます。
今のうちに LED への交換をご検討ください。



補助上限額

60万円

省エネ性能

★★★★☆ 4.0

- 統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- 省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130万円

家庭用

省エネ性能

★★★★☆ 2.4

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4 以上

業務用

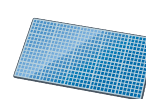
トップランナー基準達成製品

対象
製品

断熱窓など



断熱窓



太陽光
発電設備



蓄電池

補助上限額

合算で **200万円**

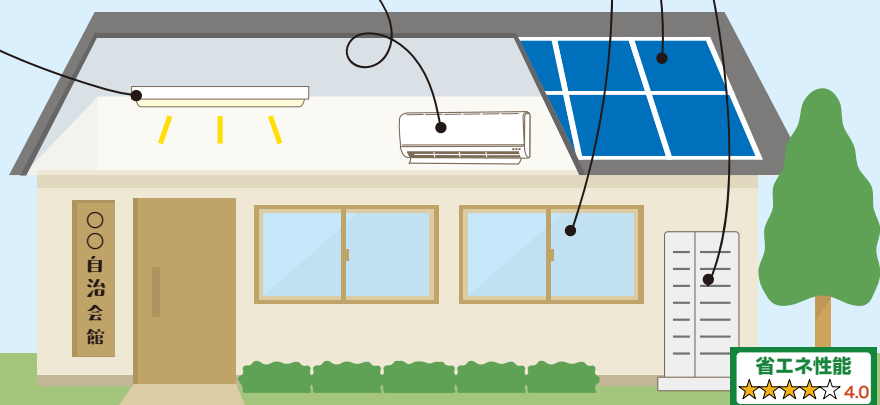
いずれかの実施でも申請ができます。

※断熱窓：会館の状況により、補助基準に合う
製品が見当たらない場合はお問合せください。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「募集案内」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

省エネ性能
★★★★☆ 4.0

対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会** (地区連合町内会を含む)

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と
している町内会等も補助対象となる場合があります。
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

令和 **8年10月30日** 金 まで

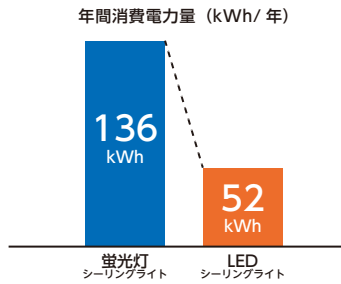
令和 8 年 12 月 25 日 までの整備完了報告が対象

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

導入効果

LED 照明器具

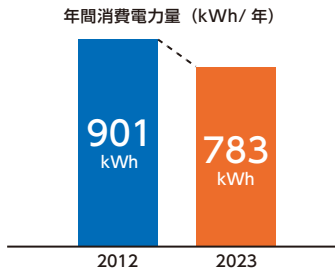
年間 CO₂排出量 1台あたり
約**38kg 削減!**
年間電気代
約**2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

エアコン

年間 CO₂排出量 1台あたり
約**53kg 削減!**
年間電気代
約**3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

断熱窓

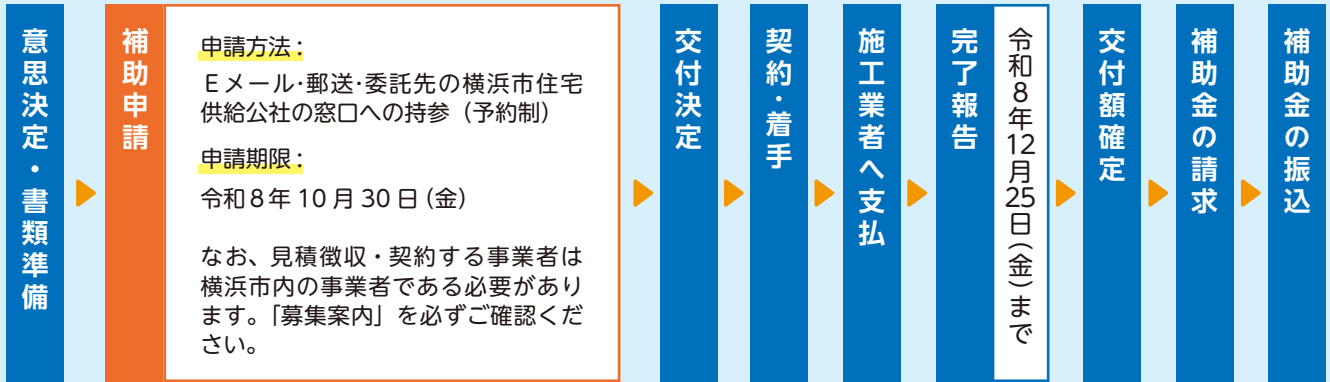
冷暖房費削減効果
（施工前との比較）
年間 CO₂排出量
約**340kg 削減!**
年間電気代
約**23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
※躯体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出
※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

手続きの流れ



設備導入後、アンケートや普及啓発の取組に協力いただくことがあります。

申請書提出・問合せ・訪問アドバイザー事前予約

事務委託先 **横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください
※ご来社の際は、事前にご予約ください。

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。
相談・訪問にかかる料金は無料です。

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

令和8年4月1日より申請受付中

ご存じですか？

令和9年末までに

一般照明用の **蛍光灯** 製造・輸出入が

終了 します

LED照明への切り替えは

圧倒的な省エネ・電気代削減につながります



令和8年度

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金

をご検討ください！

市内の自治会町内会館にLED照明器具や省エネエアコン等を

設置する場合に **$\frac{2}{3}$ 補助** があります

補助の概要は、同封のリーフレットをご覧ください

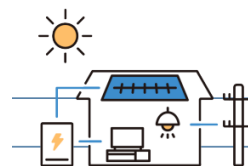
※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

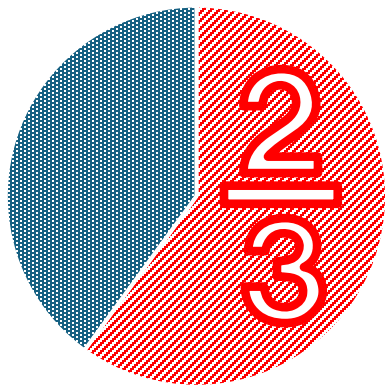
補助制度に関するお問合せ（事務委託先）

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話：045-451-7740

Eメール：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp



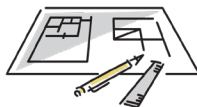


30万円なら20万円補助！

補助金

申請までの3ステップ

1 施工案作成



対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼

2 会の意思決定



自治会町内会としての意思決定（総会・定例会等での確認）

3 申請準備



申請に必要な書類等の作成

詳細はこちら

横浜市 会館脱炭素



まずはお電話ください！

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

☎ 045-451-7740

「暗がり」エリアへの防犯灯の設置について【協力依頼】

1 趣旨

本市では、自治会町内会の皆様にご協力をいただきながら、防犯灯の設置を進めております。

8年度からは、市が設置している防犯灯の位置情報をもとに、住宅地における、周囲25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）を、「暗がり」の**可能性がある場所をマップでお示しし、防犯灯の設置場所の候補情報**としてご活用いただくこととしました。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】対象となる単位会長あてに資料を送付します。定例会等で情報提供の上、申請をご検討ください。

3 マップを活用した申請について

(1) マップ（➡(5)参照）では、「紫色の円」の場所が、「暗がり」の可能性のある場所となります。

防犯灯の設置申請にあたっては、この「**紫色の円**」の場所を中心に**現地**の状況をご確認いただき、設置場所としてご検討願います。

【現地確認ポイント】

- ✓ 既に照明器具が設置されているなど、市の防犯灯を設置しなくても灯りが確保されている場合は、設置候補から外してください。
- ✓ 設置場所が私有地（私道含む）となる場合は、「土地使用承諾書兼誓約書」が必要となります。
- ✓ 設置場所が行き止まり等となる場合は、その先に5軒以上の住宅があることを目安として設置をご検討ください（より多くの方が利用する場所に防犯灯を設置するため）。

(2) マップの「**紫色の円**」以外の場所についても、実際に暗がりが生じているなど、**地域の防犯対策上、防犯灯が必要**と考えられる場所については、**従来どおり申請可能**です。

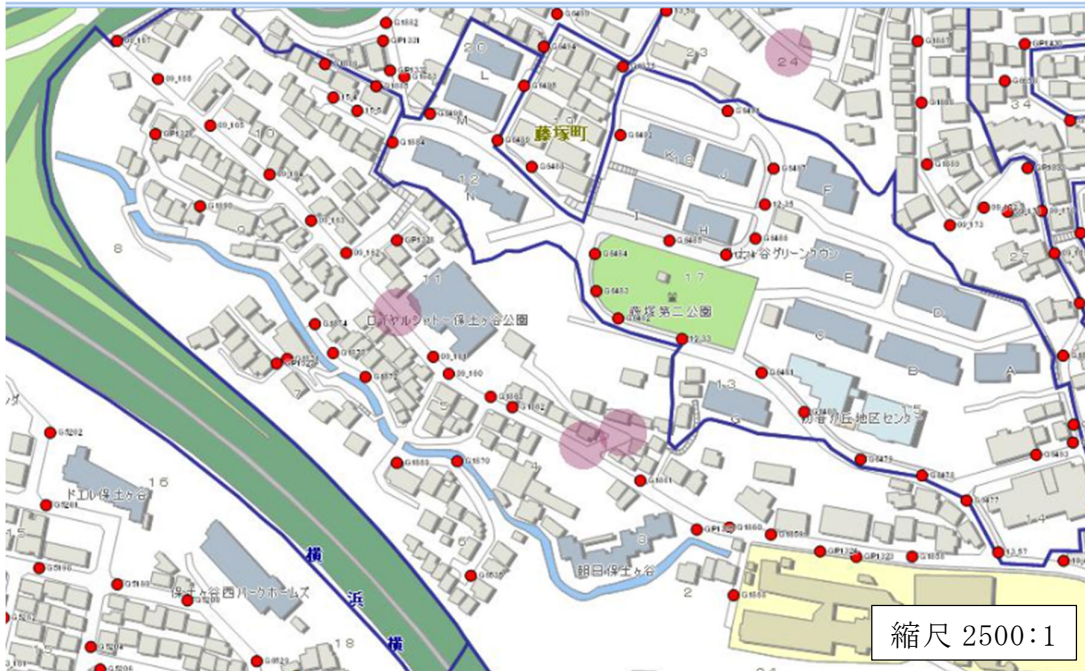
(3) 設置申請された場所に**電柱がない場合は、新たに鋼管ポールを設置**する必要があります。鋼管ポールの設置には様々な制約があるため、**現地の状況によっては設置できない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。



(4) 申請期限：**令和8年7月14日（火）まで**

※自治会町内会ポータルにて申請いただくか、各区地域振興課まで申請用紙をご提出ください。

(5) マップの見方



- 青い線：単位町内会の区域です。
- 赤い点：既に設置されている市の防犯灯です。
- 紫色の円：住宅地内で「周囲 25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）」です。
(令和6年9月時点のデータをもとに表示)

市民局地域防犯支援課
石橋、小川
電話：045-671-3709
電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

▷2026 51th

◁1976 1st

第51回

西区民

まつり

11月1日(日) 10~15時

@ 戸部公園・西前小学校

ブース出店・ステージ出演団体

団体募集情報

募集期間 6月1日(月)~6月15日(月) 必着

申込方法 申込方法等の詳細は、募集要項を5月27日(水)から次のとおり配布しますのでご確認ください

- 01 西区ホームページからダウンロード
- 02 西区役所・地区センター(西・藤棚)で配布

🔍 横浜市 西区民まつり 検索

▼スマホはこちら



令和8年5月18日

各自治会・町内会長 様

ふるさと西区推進委員会
会長 平野 周二

令和8年度「ふるさと西区推進委員会」への
協力金納入のお願いについて

新緑の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日ごろから当委員会の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、昨年度は、「西区虫の音を聞く会」、「能と狂言の出前講座」、「西区キャンドルアート」を開催するとともに、「西区民まつり」への協力、「西区の史跡」の保存の支援のほか、新旧市街地のつながりを促進する「さくらフェスタ」への協力、西区の魅力を集約した情報紙「ふるさと西区」の発行等を行うことができました。これもひとえに皆様の御協力の賜物と深く感謝しております。
今年度につきましては、例年と同様に、各事業を開催いたします。
つきましては、令和8年度の協力金1団体2,000円の納入について、御配慮、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、協力金につきましては、地区ごとにおとりまとめいただくため、各地区の連長にお渡しいただけますようお願い申し上げます。

【問合せ先】

ふるさと西区推進委員会事務局（西区地域振興課内）
担 当 桑原、高田
電 話 045-320-8387
F A X 045-322-5063

Eメール ni-hurusato@city.yokohama.jp

令和8年5月18日

各自治会・町内会長 様

ふるさと西区推進委員会
会長 平野 周二

令和8年度「ふるさと西区推進委員会」への
協力金納入のお願いについて

新緑の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日ごろから当委員会の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、昨年度は、「西区虫の音を聞く会」、「能と狂言の出前講座」、「西区キャンドルアート」を開催するとともに、「西区民まつり」への協力、「西区の史跡」の保存の支援のほか、新旧市街地のつながりを促進する「さくらフェスタ」への協力、西区の魅力を集約した情報紙「ふるさと西区」の発行等を行うことができました。これもひとえに皆様の御協力の賜物と深く感謝しております。
今年度につきましては、例年と同様に、各事業を開催いたします。
つきましては、令和8年度の協力金1団体 2,000 円の納入について、御配慮、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、誠に勝手ではございますが、協力金につきましては、次のとおりお取り扱いくださいますようお願いいたします。

【協力金】（1団体あたり）
2,000 円

【納入方法】

納入方法		お支払い総額	備考
郵便局	通帳・カード (団体の口座から お振込み)	2,000円	振込手数料は 当委員会で負担します。
地域振興課へ 持参	現金	2,000円	西区役所地域振興課 (4階47番窓口)

【納入期限】
令和8年6月30日(火)

【振込先】
ゆうちょ銀行(郵便局)
00250-8-140279
口座名称：ふるさと西区推進委員会(フルサトニシクスイシンイインカイ)

【問合せ先】
ふるさと西区推進委員会事務局(西区地域振興課内)
担当 桑原、高田
電話 045-320-8387
FAX 045-322-5063
Eメール ni-hurusato@city.yokohama.jp

横浜市の補助金で 地域の防犯カメラを設置しませんか



日頃から地域が自主的に取り組まれている防犯活動について支援し、地域主体の防犯力向上を目指すことを目的として防犯カメラの設置費の補助を行います。

補助制度の概要

◎補助対象となる団体

自治会町内会、地区連合町内会

◎補助対象防犯カメラ

公共空間を撮影する固定設置の防犯カメラ、機能強化に係る設置機器の更新をする防犯カメラ

※対象外:の敷地内等、主に私有地を撮影するもの。ごみ集積所のみを撮影する等、防犯を目的としないもの。

◎補助率

対象費用の10分の9
(上限28万円/1台)

◎補助対象経費

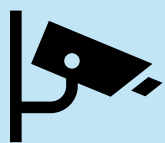
防犯カメラの機器購入費、当該カメラの設置工事に係る費用

◎申請期限

7月31日締切※必着

申請までのおおまかな流れ

STEP 1



防犯カメラ設置場所等を決め、見積をとって予算をたてる

撮影の目的などに応じてカメラに必要な性能等が異なるため、事前に複数の専門業者に相談し、見積をとることをお勧めします。「よくあるご質問」①・②参照
※防犯カメラの設置場所が決まりましたら、戸部警察署生活安全課にご相談ください。

STEP 2



設置場所ごとに必要な事前協議を行う

設置場所により必要な事前協議を行ってください(西土木事務所、土地の所有者、東電、NTT等)。審査及び設置許可には1か月程度時間がかかることもありますので、お早めにご相談ください。

裏面に続く

STEP 3



自治会の合意・地域との同意と運用基準の作成

団体の総会等で合意を得たのち、防犯カメラの設置及び運用が適切なものとなるよう運用基準(作成例あり)を作成してください。あわせて、カメラ設置場所の近隣住民にも周知・説明を行い、理解を得るようにしてください。(「よくあるご質問」③・④・⑤参照)。

STEP 4



申請書の提出

必要書類を添付して、西区役所地域振興課または電子申請にて申請書を提出してください。

※補助金の交付・不交付決定は10月上旬を予定しています。

※設置工事は交付決定後に開始してください。

※補助金交付は防犯カメラの設置の実績報告を受けた後です。

よくあるご質問

① [どんなカメラを設置したらいい?]

公益社団法人日本防犯設備協会が定める「優良防犯機器認定基準(RBSS 基準)」に適合した製品を推奨します。

【防犯カメラの選定・設置相談先】

※訪問時はあらかじめお電話をお願いします

・神奈川県電機商業組合

(TEL:741-3041)

・神奈川県防犯セキュリティ協会

(TEL:263-8497)

② [どこの業者さんに相談したらいい?]

横浜市のウェブサイトにて市内自治会が過去に利用した業者一覧を掲載していますので、参考にしてください。

③ [自治会内での合意の取り方は?]

実際に設置した自治会の例をご紹介します。

例① 総会で承認を得る

例② 役員会で承認を得たあと、定例会で説明

④ [カメラ設置場所の近隣住民への同意の取り方は?]

実際に設置した自治会の例をご紹介します。

例① 戸別訪問して同意を得る

例② ポスティングし、意見があれば出してもらう

例③ 集合住宅の場合、敷地内の掲示板に掲示し、意見があれば出してもらう

⑤ [運用基準の策定が難しい…]

横浜市ウェブサイトから作成例(任意様式(地域防犯カメラ運用基準))をダウンロードしていただけます。また地域振興課窓口でお渡しすること出来ます。

上記以外にも自治会町内会からお寄せいただく質問とその回答を横浜市ウェブサイトに掲載しています。

横浜市 地域防犯カメラ設置補助金

検索



防犯カメラに関する「申請の手引き」は地域振興課で配布または横浜市のウェブサイトからご覧いただけます。

なお、予算の範囲内で交付決定を行うため、

・申請いただいても補助されない場合があります。

・複数台数を申請された場合、交付台数が一部のみとなる場合があります。

お問合せ先 西区地域振興課(防犯担当) 電話 045-320-8391

E-mail ni-chiikishinko@city.yokohama.lg.jp